

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十日第六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
指定の取消しに係る道路の位置						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十六番二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番二地先まで						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十五番五地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十六番二地先まで						六十八・二〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百二番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十番一地先まで						四十七・八〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百二番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十三番一地先まで						三十・二〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十四番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山千四百九十九番地先まで						二十八・八〇
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百番五地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百一番四地先まで						三十・四〇
						六・〇
						六・〇
						六・〇
						六・〇
						三・五〇四・五
						六・〇
						六・〇
						六・〇
						六・〇

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十二番十四地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十番一地先まで				指定の取消しに係る道路の位置
四十五・三八				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)